

災害救助物資の供給等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と井村屋株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、大阪市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 前項の規定による要請は、電磁的記録を含めた書面（以下「書面」とする。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
 - 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した書面を乙に提出する。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は書面により了承する。

（1）食料品

（2）その他甲が指定する物資

- 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。
- ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。
 - 第4条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求できる。
 - 甲は、必要に応じ、第4条の引渡場所遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。
 - この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(損害賠償等)

第7条 第4条の規定により乙が物資の運搬をした場合において、運搬により物資に損害が生じたときは、乙が同等品を甲に補填するものとする。

(生活物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市旭区役所防災安全課長とし、乙においては井村屋株式会社 関西支店 低温販売チーム長 とする。

(協議及び裁判管轄)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の協議によってもなお解決しない場合には、本協定に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 甲乙いずれか一方がこの協定を解除する場合は、解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2026年2月27日

甲 大阪府大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市
契約担当者 旭区長 福岡 弘高

乙 大阪府大阪市旭区清水4丁目1番16号
井村屋株式会社
契約担当者
取締役 マーケティング本部副本部長
兼 関西支店長 川嶋 康之